

# いじめ防止基本方針

四天王寺学園高等学校

四天王寺学園中学校

## 第1章 いじめ問題に対する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止組織
- 4 年間計画
- 5 取組状況の把握と検証

## 第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え
- 2 いじめ防止の措置

## 第3章 早期発見

- 1 基本的な考え
- 2 早期発見の措置

## 第4章 いじめに対する措置

- 1 基本的な考え
- 2 発見・通報時の対応
- 3 被害生徒と保護者への支援
- 4 加害生徒への指導及び保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への対応
- 6 ネット上のいじめへの対応

## 第5章 その他の留意事項

- 1 組織的な指導体制
- 2 校内研修の充実
- 3 家庭との連携について

---

## 第1章 いじめ問題に対する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめとは、当該生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるという人権侵害事象行為である。また、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの学校にも起こりえるという事実をふまえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

私たち教職員は、学園の教育理念である聖徳太子の「和の精神」を礎に、いじめを絶対に許さないという姿勢を堅持し、いじめの予防に全力を尽くす。

本校は、いじめに対する未然予防、発生時における断固とした姿勢、早急な対応を行うために、この基本方針を策定する。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)では、「いじめ」とは、「生徒が一定の人的関係にある者から、心理的・物理的な影響を与えられる行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする」と定義されている。

本校では、いじめの行為に気付いていないなど、行為の対象となる生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースも考えられることから、「いじめ防止対策推進法」の定義をふまえた上で、公益社団法人子どもの発達科学研究所が提唱する以下のものを「いじめの定義」とする。

「いじめ」とは、力の不均衡と反復によって特徴づけられる攻撃行動が、連続して、長期的に特定の生徒に向けられることである。(この定義における注意点は、次の4項目と考えられる。)

### ◎力の不均衡

肉体的な差、運動能力の差、知的能力の差、精神的な力の差、社会的な影響の差等

### ◎繰り返される行動

一定期間繰り返されること

### ◎意図的な行動

被害者を意図的に傷つけたり脅したりする。いじめ行動は、グループ内で力を持つこと、相手をコントロールすること、注目を集めることなどを目的にして、意図的に行われる。

### ◎不公平な影響

被害者は通常、わめいたり泣いたり、うつになったり不安になったりといった感情的な反応を見せる。

一方、加害者は苦悩や不安といった感情を見せることはほとんどない。特に、思春期のいじめでは、加害者は「被害者はいじめられて当然だ」のように見ていることが多い。加害者は自分の行動が正義であると誤解しているとされる。

次にいじめの種類としては、主にA～Gがある。これらは重複しており、ひとつの行動が別の行動を増幅させる。また、時間の経過にしたがい、これらの行動は巧妙になり発見しにくくなる。したがって、早期発見、早期介入が必要である。

- A 身体的いじめ : 暴力(叩く、押す、殴る、蹴る、そうした力を誇示して脅す等)
- B 言葉のいじめ : からかい、悪口、あだ名、噂を広げる、言葉で威圧する等
- C 社会的いじめ : 仲間はずれにする、無視する、命令する、对人的実験としての「実験いじめ」
- D 物質的いじめ : 被害者の持ち物を壊す、取り上げる、隠す、金品を要求する、落書きをする等
- E 性的いじめ(セクハラ) : 相手を嫌な気持ちにさせる性的な言動全て
- F 社会的差別 : 人種、宗教、家庭等を原因にしたいじめの全て
- G ネットいじめ : E-mail、掲示板、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、LINE等を使ったいじめの全て

そして直接的ないじめと間接的ないじめに分かれる。

直接的ないじめとは、身体的な暴力、脅し、威圧的な振る舞いなどであり、間接的ないじめとは、第三者が関わり、噂を広げたり、仲間はずれにしたりすること等、被害者に直接行われなないじめ(被害者がわからないところで行われる場合もある)である。

### 3 いじめ防止組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会議」

(2) 構成委員

○校長

○教頭

○常任委員

仏教教育部長（人権教育係）、生徒指導部長、教務部長、進学進路対策部長、入学対策部長  
カウンセラー、保健主事、各学年主任、学級担任

○非常任委員

上記以外にも必要な場合、非常任委員として他の教職員を招集することができる。

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止の指導方針策定

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修（各指導部会、各研修部会を通じて）

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) いじめ防止に向けた学校の体制

いじめ防止に向けた学校体制としては、「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会議」が基幹となって基本方針や指導方針を策定する。その他に本校では以下の組織を活用し、いじめ防止を行っていく。（図

1）

①「学年会」

同学年の学級担任が学年の指導方針の確認や生徒の情報交換を行う。

学級担任だけでなく、普段から生徒に大きく関わる教員も必要に応じて出席する。

定期的（月1回）に行われるだけでなく、生徒に気になるような行動があれば、随時開催し、早急に対応する。他にも生徒や保護者の相談窓口であるカウンセラー室や保健室で受け付けた相談内容は、随時学級担任に伝える。また、学年で話し合った中で対応が難しい場合などは、管理職への相談を早急に行う。

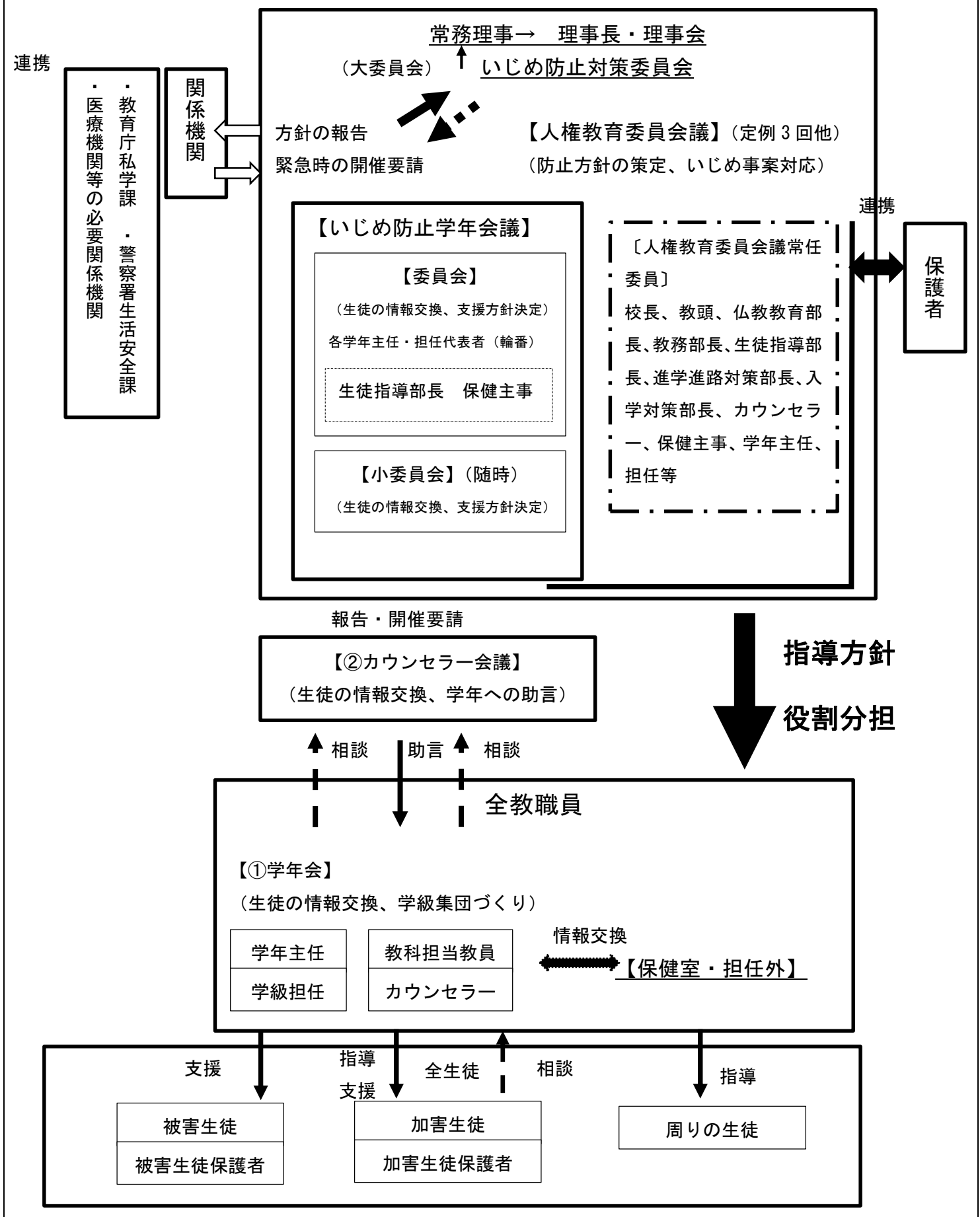
②「生徒指導委員会・生徒指導会議」

生徒指導（生活指導）の上で具体的な支援の在り方や専門機関との連携を検討するために中心的な役割を果たす。

校長、教頭、いじめ防止対策委員会・人権教育委員会議の常任委員からなる「大委員会」は指導・支援の方針を決定する。

いじめの事案が発生していると判断した場合は、早急に「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会議」の開催を要請する。

(図1) いじめ防止のための学校体制



#### 4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

●…会議

| 四天王寺学園中学校 いじめ防止年間計画 |  |  |
|---------------------|--|--|
|                     | 各学級  | 学校全体   |
| 4月                  | ○「学級づくり」を基礎とした取組の実施<br>○入学時（HR）において「いじめ防止基本方針」の周知<br>○生徒個人面談の実施（中旬～下旬） | ●「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会①」開催<br>●「いじめ防止学年会議で報告・検討①」                                  |
| 5月                  | ○「心の健康アンケート①」の実施   | ●「いじめ防止基本方針」の全教職員による確認（教員会）<br>●「いじめ防止学年会で報告・検討②」<br>●「心の健康アンケート①」の集計、まとめ（生徒指導部） |
| 6月                  | ○保護者懇談（家庭との情報交換）   | ●「いじめ防止学年会議で報告・検討③」  |
| 7月                  | ○個人懇談会（家庭との情報交換）<br>○クラス懇談会（家庭との情報交換）                                  | ●「いじめ防止学年会で報告・検討④」<br>●「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会②」開催                                   |
| 8月                  |  | ○「人権教育委員、生徒指導部によるいじめ防止研修①」実施   |
| 9月                  |  | ●「いじめ防止学年会で報告・検討⑤」   |
| 10月                 | ○「心の健康アンケート②」の実施   | ○7月実施の懇談会の結果まとめ、対応協議<br>●「いじめ防止学年会で報告・検討⑥」<br>○「心の健康アンケート②」の集計、まとめ（生徒指導部）        |
| 11月                 | ○保護者懇談（家庭との情報交換）   | ●「いじめ防止学年会で報告・検討⑦」<br>○人権研修（講堂特活での講演）  |
| 12月                 | ○生徒個人面談の実施（中旬～下旬）<br>○クラス懇談会（家庭との情報共有）                                 | ●「いじめ防止学年会で報告・検討⑧」   |
| 1月                  | ○「学校アンケート」（保護者、教員、生徒）  | ●「いじめ防止学年会で報告・検討⑨」<br>○「学校アンケート」の集計、まとめ（生徒指導部）                                   |
| 2月                  |  | ●「いじめ防止学年会で報告・検討⑩」   |
| 3月                  | ○1年間の取組の報告<br>（調査結果の分析公表、文書等で）   | ●「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会②」年間総括<br>●教職員会議で年間の総括・報告                                    |

※カウンセラーによるいじめ防止研修については、随時必要に応じて実施する

#### 5 取組状況の把握と検証

「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会」は、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え

いじめの未然防止のためには以下のことが必要であると考える。

- ・「いじめを絶対に許さない」ということを共有すること。
- ・学校としてのルールと期待すべき行動を促進すること。
- ・学校として、思いやりのある集団を作り出すこと。
- ・教職員を始め、生徒に関わる全ての人がいじめ未然防止について共有すること。

### 2 いじめ防止の措置

(1) 常にいじめについての共通理解を図るため、全教職員に、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点をはじめ、様々ないじめ防止に関する内容を校内研修や職員会議で周知して、全教職員の共通理解を図っていく。

また、生徒には日常よりいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との姿勢を学校全体に浸透させていく。また、「何がいじめなのか」が分かるように掲示板等で、生徒が日々意識できるような取組を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、様々な活動の推進により、生徒の社会性を育成し、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する精神を養う。

また、自他の意見の違いがあっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景をふまえ、指導上の注意としては、いじめのない集団を作るために、いじめの発生要因を押さえ、それを改善することが必要である。いじめのない学校・学級には、集団のストレスが少ないとされる。生徒たちがストレスを持ちやすい状況として、以下のことが挙げられる。

教員の指導が著しく管理的・威圧的であったり、特定の生徒だけが承認されるような状況

○学業の問題

授業が分からない、興味が持てない

○学級での問題

学級集団に親しみや帰属意識が感じられない

○友達関係や学校生活の問題

生徒同士で、人間関係の軋轢やトラブルが多い。ルールや規範の確立がなくどう行動していいか分からない。授業や学級活動が単調で、毎日同じような生活の繰り返しになっている。

ストレスの少ない集団を育成するには、生徒たちの実態に合わせて方針を定め、学級経営を行う必要がある。いじめのない学級を作るためには、次の3つが大切である。

- 学級集団での生活・学習活動の満足感を高くする。
- 親和的な人間関係を形成する。
- 学級活動でのルールを明確に確立する。

そのためには以下のことを進めていく。

○生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、教職員向けに「学級づくり」の研修を実施する。各学級で「ルール」と「リレーション」をよく確立しながら、生徒が2人から4人、4人から8人へと、徐々に関わり合う集団の輪を広げていけるように支援し、最終的には、親和的でまとまりのある学級集団にして、一人ひとりの成長を導いていく学級経営に努める。

○授業は、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力」を育てることを目標に教職員自らの研修や授業研究を重ね、全ての生徒にとって満足することができる授業を実践するよう努める。

○ストレスに対処できる力の育成に、ストレスマネジメントを学ぶ活動を取り入れる。ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談するなど、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動、指導の在り方に注意を払うため、「いじめ」や「障がい（発達障がいを含む）」について、理解するよう教職員自らが積極的に研修などを実施する。

(4) 学校の教育活動全体を通じ、自己有用感や自己肯定感を育むために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようにする。生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い人から認められているという思いが得られるようにする。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り切れるような体験の機会などを積極的に設けるようにする。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自身が主体的に考え、生徒自身が生徒会活動などを通じて、いじめの防止を訴える取組（いじめ撲滅宣言等）を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」等の考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。なお、これらの取組は全校一丸となり行うものであって、教職員主導の活動に陥ったり、一部の生徒だけが行う活動に陥らないように心がける。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え

いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われたり、生徒同士であっても、当事者以外には分からないように行われていることを認識しておかなければならない。

その上で、たとえ小さな兆候であっても、いじめではないかとの懸念を持って、学級担任だけでなく全教職員がささいな兆候を隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知できるように努める。

日頃からの生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにしなければならない。また、教職員がお互いに生徒の情報の交換を行い、情報を共有する。

#### 2 早期発見の措置

(1) 日常的に、休み時間や放課後にも生徒の様子に心配りをする。また、学級日誌等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。生徒に関わる教職員の情報交換を「学年会」などで常日頃から密に行うようにする。ただし、いじめは当事者以外には気付かれないようにしていることが多いので、実態把握の方法として、定期的に「心の健康アンケート」等による調査方法を用いる。これらの調査の実施後は、個別面談につなげていく。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、個人懇談会やクラス懇談の機会を活用する。日頃から保護者と情報交換ができる体制を構築しておく。

(3) 生徒及びその保護者が相談できる体制として、担任以外にも養護教諭やカウンセラーを中心に相談体制を整備する。教職員に関しては学年会などを通じて、対応を相談できるようにする。

(4) 学校だよりや生活だよりなどの配布物、ホームページにより、相談窓口としてのカウンセラー室や保健室の利用、外部の電話相談窓口について広く周知していく。

また、これらが適切に機能しているかどうか、「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会」により、定期的に体制を点検するようにする。

(5) 教育相談等で得た個人情報に関係機関（警察署、医療機関、法務局等）に提供する判断については、教育庁私学課と大阪府知事に報告した上で、校長が決定する。校長は、速やかに「いじめ防止委員会・人権教育委員会」に報告する。



## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を複数教職員で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関と連携し、対応に当たる。

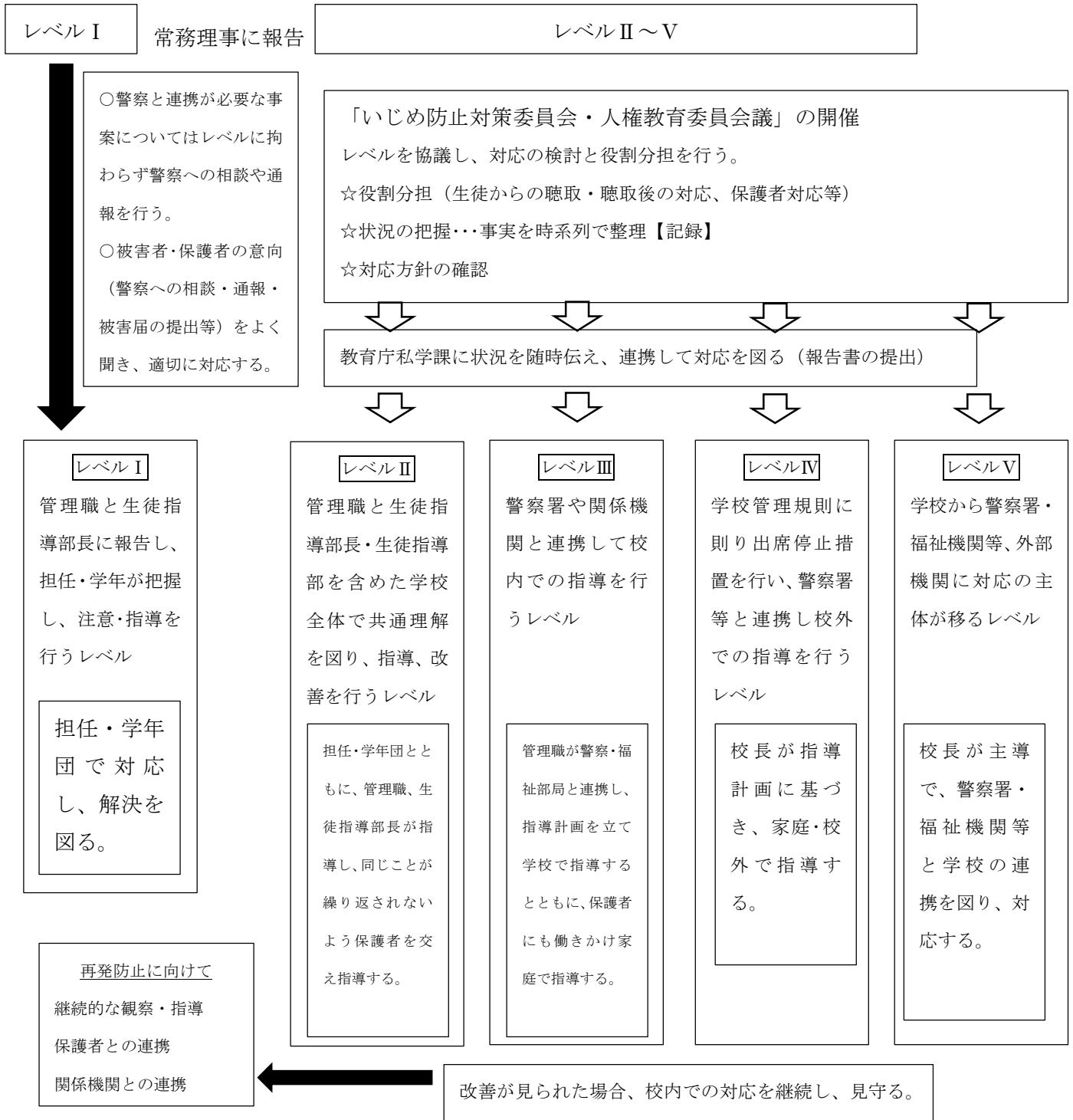
### 2 発見・通報時の対応

問題行動を以下のように5つのレベルに分け、状況や基本的対応について、全教職員の共通理解を図る。また、あらかじめ生徒や保護者に知らせ、理解や協力を得る。

|      |   |
|------|---|
| レベルⅠ | 言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髮違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用等<br>※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。  |
| レベルⅡ | 仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろ<br>※いじめは、「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平な影響」という要素を総合的に見て、レベルを判断する。<br>※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合<br>※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。   |
| レベルⅢ | 暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等<br>※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合<br>※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅣの対応を行うこととする。 |
| レベルⅣ | 重い暴力、傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為等<br>※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合<br>※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護、加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合出席停止を活用する。<br>※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅤの対応を行うこととする。             |
| レベルⅤ | 極めて重い暴力、傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む）等<br>※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合   |

この5つのレベルに応じて、図2の流れに基づいて、いじめ問題をはじめとする問題行動に対応していく。

(図2) 【5つのレベルに応じた問題行動への対応の流れ】



**【留意事項】**

- いかなるレベルであっても速やかに常務理事に報告・相談し、適切な対応をする。
- 対応は、私学・大学課への報告・相談を大切にし、どのレベルでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベル I～IIIは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育庁私学課に連絡し、助言を受ける。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記の流れに従い、レベル III以上に位置付け、警察署等と連携し、毅然たる姿勢で対応する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談など訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに、「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会」に直ちに情報を共有する。その後は「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡し、校長は常務理事（学校設置者）と教育庁私学課に報告する。

本校が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも拘わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。被害の生徒や保護者が被害届を提出した際には、本校は、全教職員による見守り体制を整え、被害生徒の心身の安心と安全を確保する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署、法務局（人権相談）に通報し、適切な対応の指示を求める。

### 3 被害生徒と保護者への支援

被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるといった考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害生徒の安全を確保する。

心のケア等としては、被害生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図る。あわせて被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制を作る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、常に必要な支援を行っていくことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に利用する。

### 4 加害生徒への指導及びその保護者への助言

加害者とされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、本校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景を考え、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導をする必要がある。さらに教育上必要があると認める

時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。(懲戒とは、学校教育施行規則に定める訓告のほか、生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内判断される行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、規律、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある)

ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

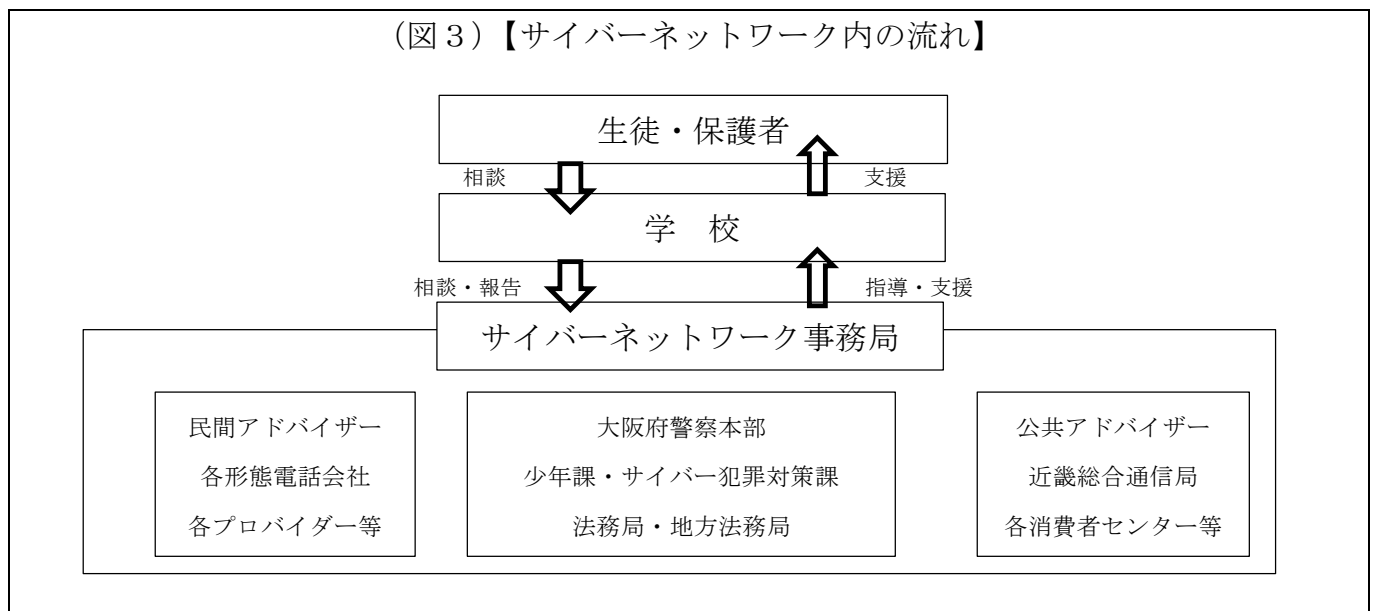
## 5 いじめが起きた集団への対応

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめを助長する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わらせるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動にふみ出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

## 6 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめ等については、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」(図3)を活用する。



このネットワークは、有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応するネットワークである。

活用にあたって、本校は、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダには違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている（プロバイダ責任制限法に基づく）ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、保護者と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS、LINE、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

保護者、善意の第三者による情報提供に対しては常に注意を払う。

## 第5章 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会・人権教育委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。またいじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導については、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

### 2 校内研修の充実

全教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を定期的に行う。

### 3 家庭との連携について

当基本方針について保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働できるような体制を構築できるよう努める。

以上の本校が策定した「いじめ防止基本方針」に修正・改善すべき内容や、今後より有効性のある対応が出された場合には、速やかに実行できる体制にしておく。

※附則 この方針は、平成26年4月1日より施行する。